

地域計画

策定年月日	令和7年6月6日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	千葉市 (104)
地域名 (地域内農業集落名)	千葉市板倉大椎土地改良区 (板倉町、小山町、大椎町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	31.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	31.5 ha
② 田の面積	29.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平成27年10月に板倉・大椎地区集落営農ビジョンを確率し、28年度には、人・農地プランの策定や農地中間管理事業の推進を図った。具体的には、農地耕作条件改善事業や多面的機能支払交付金を活用した保安全管理である。今後は更に事業推進を図る。(板倉大椎土地改良区の地域計画策定ビジョン参照) 【地域の基礎的データ】 主要な農業者:6者(法人3者及び70歳代以上1者) 主な作物:水稻、いちご
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

策定した地域計画策定ビジョンの通りであるが、当地区の代表的な作目である水稻とイチゴの食味向上や6次産業化により、ブランド化を図って行く。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の集積率は現在82%であるが、耕作者間の協議により更に集積・集約化を図っていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	82	%	将来の目標とする集積率
			86 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
究極は大規模担い手(中心的経営体)に集積・集約化する			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
土地改良区としては、農地中間管理機構(千葉県園芸協会)を活用し、当面は大規模担い手や小規模担い手に集積・集約化する。究極は、中心経営体である法人化された大規模担い手1社に集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
平成28年度より農地中間管理機構(千葉県園芸協会)を介した賃貸借を進めている。更に担い手への集積・集約化を促進する。
(3)基盤整備事業への取組
平成28年度に農地中間管理事業を導入し、29年度から3カ年農地耕作条件改善事業実施した。更に農地の集積・集約化を図り、本事業推進する。又、老朽化した施設についても国・県・市補助事業による更新を考えている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
現在当地区で営農活動している大規模担い手1社と小規模担い手5者に側面的な支援をする。現在活動していることは、多面的機能支払交付金を活用した農道や水路の草刈りとイノシシ対策の電気柵設置である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
活用可能な農業支援サービス事業者等はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策…平成27年6月に立ち上げた板倉地区有害鳥獣対策協議会と土地改良区は一体的な活動をする。(大椎地区にも大椎地区有害鳥獣対策協議会を設置済)
- ③スマート農業…営農活動の省力化を図る為、先端技術を活用する農業を導入する。(初めにRTK固定基地局の設置)
- ⑤果樹等…当地区にはイチゴの直売施設があるので、更なる活性化を図る。
- ⑦保全・管理…多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路等の保安全管理を図る。(保安全管理協議会を設置済)
- ⑧農業用施設…国県の補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業を導入する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	水稻	0.8 ha	0 ha	水稻	0.8 ha	0 ha		
利用者	B	水稻	6 ha	0 ha	水稻	5.4 ha	0 ha		
認農	C	水稻	3.3 ha	0 ha	水稻	3.2 ha	0 ha		
認農	D	水稻	13.8 ha	0 ha	水稻	15.9 ha	0 ha		
認農	E	イチゴ	0.8 ha	0 ha	イチゴ	0.8 ha	0 ha		
利用者	F	水稻	1.1 ha	0 ha	水稻	1.1 ha	0 ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		25.8 ha	0 ha		27.2 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
	なし		

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。